

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応（HP）

○令和5年4月28日付 教保体第216号「令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取り扱いについて(通知)」

○令和5年4月28日付 5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」…上記2通知の概略

1 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応に戻します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は流行性インフルエンザの感染と同じ考え方で取り扱います。

2 学校における新型コロナウイルス感染症への基本的な対応

- (1) 黙食は行いません。
- (2) 登校前、朝のHR時の健康観察は廃止します。これまでどおり、体調不良や遅刻、欠席の連絡を学校にくださいますようお願いいたします。
- (3) マスクの着脱を強制されることはありません。
 - ①生徒の判断を尊重し、差別や偏見が生じないように配慮します。
 - ②基礎疾患等の事情がある場合には、本人・ご家族の意向を確認し適切に配慮します。
 - ③感染流行時には職員が感染防止対策として、マスク着用を推奨することもあることをご承知おきください。

3 学校における新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 家庭と連携した健康観察（コロナに限定されない）を行います。
- (2) 適切な換気を行います。
- (3) 手洗い等の手指の衛生管理の指導を行います。
- (4) 咳エチケットの指導を行います。

4 平時の感染症対策

- (1) 発熱等の症状が見られる場合、生徒を安全に帰宅させ、自宅での休養を指導します。また医療機関の受診を勧め、診断を家族から聞き取り、状況に応じた対応を行います。ただし、コロナに限定した医療機関での検査受診や、検査キットでの自己検査を求めることは行いません。
- (2) 換気の徹底（体育館、エアコン使用時を含む）
 - ①常時換気を行います。教室、廊下の窓を10～20cm、もしくは天袋、天窓、欄間、地袋等を全開にする基準で行います。
 - ②常時換気が困難な場合は、30分に1回以上数分間程度窓を全開にして換気を行います。
 - ③窓のない部屋では、ドアを開放し、換気扇を使用します。
- (3) 手洗い、手指の消毒の指導を行います。
- (4) 咳エチケットの指導を行います。
- (5) マスクの着脱の強制は行いません。ただし、以下の場合はマスクの着用をお勧めします。
 - ①通学時、通勤ラッシュの公共交通機関を利用する場合。
 - ②医療機関・高齢者施設への訪問などが必要な場合。

5 新型コロナウイルスへの感染が明らかになったら

- (1) 出席停止になります。欠席にはなりません（インフルエンザ同様です）。
 - (2) 出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
 - ①「発症した後」…発症の翌日から起算
 - ②「症状が軽快した後」…症状が軽快した翌日から起算
 - ③「症状が軽快」…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- 例：基準Ⅰ 5月8日コロナ感染診断 9・10・11・12・13日が出席停止
基準Ⅱ { 5月11日に症状が軽快…5月14日に登校可能
5月13日に症状が軽快…5月15日に登校可能
- (3) 出席停止解除後は、10日間のマスクの着用を推奨します。
 - (4) コロナ感染によって自宅療養を開始する場合、医療機関が発行する検査結果を証明する書類を提出する必要はありません。
 - (5) 出席停止期間を経て、登校する際も、陰性証明や治癒証明を提出する必要はありません。
 - (6) 濃厚接触者の特定は行いません。以下の状況でも行動制限や出席停止の要請は行いません。
 - ①同居する家族等がコロナに感染した場合
 - ②学校でコロナ感染者と接触があり、対策を行わずに飲食を共にした場合
 - ③コロナ感染が確認されていない場合

6 感染流行時の感染症対策

- (1) 教職員のマスクの着用や生徒への着用の推奨する場合があります。ただし、強制はしません。
- (2) 身体的距離を確保し、換気と組み合わせながら学習活動等を行います。
- (3) 感染リスクが比較的高いとされる活動場面においては以下の点に注意します。
 - ①「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控える。
 - ②触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
- (4) 儀式的行事では以下の点に留意して活動します。
 - ①参加者への手洗い、咳エチケットの推奨、協力要請
 - ②アルコール消毒薬の設置
 - ③身体的距離の確保
 - ④ICT活用を含めた開催方法の工夫
- (5) 部活動
通常の活動のみならず、大会、コンクール等に参加する際も、(これまでの対策を参考に)主催団体とともに学校も感染拡大防止に留意して活動します。
- (6) 感染への不安で学校を休みたい(休ませたい)と思った場合
 - ①担当が事情を確認します。
 - ②同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合には出席停止扱いにします。
 - ③医療的ケアが必要な生徒、基礎疾患がある生徒は、主治医の見解と保護者の確認の上、登校すべきでないとは判断された場合出席停止扱いにします。

7 生徒・各ご家庭へのお願い

- (1) 発熱・咽頭痛・咳等の明らかに普段と違う症状がみられる場合は無理に登校せず、自宅での療養・休養をお願いします。アレルギー症状との違いが判別しづらいため、日頃から体調の変化に留意してください。
- (2) これまで同様、体調不良等を含めた欠席連絡や遅刻連絡などをお願いします。
- (3) コロナ感染に限らず、手洗い、手指の消毒、咳エチケットなどの公衆衛生にご留意ください。また、感染状況によっては学校でマスク着用を推奨する場合がありますのでご了承ください。